

「健やか親子21(第2次)」指標の追加案

資料 6

R1.7.31

「健やか親子21(第2次)」の
中間評価等に関する検討会

(1) 第1回検討会での委員からのご意見

	分類	内容	検討会でのご意見	対応案
1	基盤課題 A	産後メンタルヘルス対策	○ハイリスクアプローチだけではなく、市町村が行っているポピュレーションアプローチに関する指標や調査が必要ではないか	○産後メンタルヘルスに関する市区町村のポピュレーションアプローチについて実態を把握する
2	基盤課題 A	男性の産後うつ	○父親の育児の状況が非常に大きく変わっており、父親の産後うつがクローズアップされている。約10%が発症するという報告があり、今後考えていく課題	○積極的に育児をしている父親の割合の増加を踏まえ、父親の育児参加や心身の健康に関する新たな指標を研究する
3	基盤課題 A	口腔機能の発達	○小児期においては、むし歯の予防のみならず、歯並びや噛み合わせ、口腔機能の問題など、成長に合わせた対応が非常に必要。口腔機能の発達に関する指標が組み込まれることが非常に望ましい。	○乳幼児期の口腔機能の評価に関して、歯科保健分野全体の取組状況について注視していく
4	基盤課題 B	指標3 十代の性感染症罹患率	○梅毒の著しい増加を踏まえ、指標の対象に梅毒を追加してはどうか (現行の対象は、性器クラミジア、淋菌感染症、尖圭コンジローマ、性器ヘルペス)	○指標の対象に梅毒を追加する
5	基盤課題 B	学童期・思春期の性教育・健康教育	○早い段階からの適切な性教育、健康教育が重要であり、「健やか親子21」においても積極的に取り組んでいく課題	○地方公共団体がやっている思春期保健対策について、より具体的な内容を把握する ※参考指標3「思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合」 ①自殺防止対策、②性に関する指導、③肥満及びやせ対策、④薬物乱用防止対策(喫煙、飲酒を含む)、⑤食育の各々について、「講習会等」または「その他」の実施の有無

(2) 「健やか親子21推進協議会」団体からのご意見

	分類	指標案	理由	対応案	提案団体
1	基盤課題 A	生後1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、12ヵ月時における母乳育児の割合	○健やか親子21(一次)では、生後1ヵ月時の母乳育児率が指標となっていたが、二次では参考指標になった。 ○母乳育児率は喫煙率などと並んで、多くの国で国民の健康の指標として重要と考えられている指標 ○米国のHealthy People2020では、生後1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、12ヵ月での母乳育児率が指標になっており、具体的な目標値が設定されている。 ○指標として母乳育児率を復活し、生後1ヵ月のみならず、生後3ヵ月、6ヵ月、12ヵ月の数値についても新規に設定することを提案する。	○母子にとって母乳は基本であり、母乳で育てたいと思っている人が無理せず自然に母乳育児に取り組めるよう支援することは重要である。乳汁の種類に関わらず、母子の健康の維持とともに、健やかな母子・親子関係の形成を促し育児に自信をもたせることも重要であるという観点から、引き続き参考指標としてはどうか	日本ラクテーション・コンサルタント協会

2	基盤課題 A	母乳育児支援体制を設けている市区町村の割合	<p>○平成27年度乳幼児栄養調査結果の概要によると、妊娠中の母親の9割以上は、是非母乳育児をしたいもしくは母乳ができれば母乳で育てたいと願っている。これは母親の母乳育児への関心、願望の強さを示しており、これを実現していくことは極めて重要と考えられる。しかしこのことは同時に、現実的に複雑化した社会環境の中で、特に就労している母親に対して、単に母乳育児一辺倒の支援ではなく個人の状況に合わせた最大限かつ適切な母乳育児支援体制が望まれることを意味している。</p> <p>○近年の多発する自然災害に対して液体ミルクの導入が始まっており、これはこれで非常に重要と思われ、また個人の状況により適切な液体ミルクの使用は必要と思われる。</p> <p>○母乳育児の母子への有益性は明らかであり、本来の母乳育児が損なわれないためには行政からの確固たる支援体制が重要と考えます。</p>	<p>○母子にとって母乳は基本であり、母乳で育てたいと思っている人が無理せず自然に母乳育児に取り組めるよう支援することは重要である。乳汁の種類に関わらず、母子の健康の維持とともに、健やかな母子・親子関係の形成を促し育児に自信をもたせることも重要であるという観点から、一律の指標とすることは困難ではないか</p>	日本母乳哺育学会
3	基盤課題 A	授乳、離乳食、子どもの食事に関する困りごとのある親の割合または、困りごとの数が多い親の割合	<p>○平成29年度厚生労働科学研究補助金「幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活支援ガイドの開発に関する研究」において、乳幼児栄養調査データを活用した幼児の栄養・食生活の特徴の分析を行ったところ、授乳、離乳食、子どもの食事に関する「困りごと」のある保護者の割合やその数と保護者の社会経済的要因との関連が検討されている。</p> <p>○授乳・離乳支援ガイドが約10年ぶりに改訂され、望ましい支援の在り方について、保健医療従事者が基本的な事項を共有し、一貫した支援が必要であり、その成果指標として提案する。</p>	<p>○授乳、離乳食、子どもの食事に関する困りごとのある親の割合または、困りごとの数が多い親の割合と社会経済的要因の関連について検討中であること、授乳・離乳の支援ガイドは困りごとに対する支援のみを主眼においたものではないこと等から、現時点で指標とすることは困難ではないか</p>	日本栄養士会
4	基盤課題 B	子どものスポーツ機会の充実・体力向上	<p>○健康日本21(第2次)の推進目標では、(2)「次世代の健康」として「①健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有する子供たちの割合の増加」が項目立てされており、「イ 運動やスポーツを習慣的にしている子供の割合の増加」として平成34年度目標があげられている。</p> <p>○スポーツ庁では、第2期スポーツ振興計画の中で「子供のスポーツ機会の充実・体力向上」として数値目標があげられている。</p> <p>○健やか親子21の推進目標においては、これまで身体活動・運動、体力向上についての視点が見られなかったが、これらは、メンタルヘルスへの好影響も含めて、母子保健分野においても重要な分野であり、健康長寿社会の実現にも大きく寄与するものと考えられる。</p>	<p>○健康日本21(第2次)を参考に新たな参考指標を追加する</p> <p>「健康日本21(第2次)」 別表第三 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標 (2) 次世代の健康 ① 健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有する子供の割合の増加 イ 運動やスポーツを習慣的にしている子供の割合の増加</p>	健康・体力づくり事業財団
5	基盤課題 C	食育に関する自治体の取組の割合	<p>○地域で行われる妊娠中の母親への栄養指導や乳幼児期の離乳食、手作りおやつ等の調理体験、また、保育園、幼稚園、学校等と連携した食育事業等、これらの食育活動が地域全体で促進されることが望まれる。</p> <p>○地域全体における妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない包括的な支援体制を構築することが必要であり、その成果指標として提案する。</p>	<p>○地方公共団体が行っている思春期保健対策について、より具体的な内容を把握する</p> <p>※参考指標3「思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合」 ①自殺防止対策、②性に関する指導、③肥満及びやせ対策、④薬物乱用防止対策(喫煙、飲酒を含む)、⑤食育の各々について、「講習会等」または「その他」の実施の有無</p>	日本栄養士会
6	基盤課題 C	育児期間中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う親の割合	<p>○現行では、妊娠期間中の職場からの配慮が指標となっている。妊娠期間中のみでなく、育児期間中の職場からの配慮といった継続した配慮こそが、子どもの健やかな成長を見守り育むことにつながると考える。</p>	<p>○「育児期間中」の期間は長く、また、特に配慮を要する時期は個々の家庭によって差があると思われるところ、一律の指標とすることは困難ではないか</p>	日本産業衛生学会

7	基盤課題C	働きながらも積極的に育児をしている母親の割合	○現行では、積極的に育児をしている父親の割合についてのみ指標となっている。これは母親が育児をすることが前提となっているためと考えられる。昨今は共働き世帯も多くなっているため、働きながらも積極的に育児をしている母親の割合も同時に提示すべきと考える。	○積極的に育児をしている父親の割合の増加を踏まえ、父親の育児参加や心身の健康に関する新たな指標を研究することとしてはどうか	日本産業衛生学会
8	重点課題①	ゆったりとした気分で子どもと過ごす時間がある父親の割合	○現行では、子どもと過ごす時間がある母親の割合についてのみ指標となっている。これは母親が子どもと過ごすことが前提となっているためと考えられる。父親の割合についても同様に提示すべきと考える。		日本産業衛生学会
9	重点課題②	心身の不調を訴える父親の割合	○日本小児保健協会の幼児健康度調査結果において、父親の心身の健康は平成2年から平成12年にかけて悪化していたが、平成22年では質問されなかった。 ○父親による虐待は後を絶たないため、父親の心身の健康に関する項目を指標に取り入れることで、地域での父親による虐待を防止して行く手掛かりとする。		日本小児保健協会
10	重点課題②	DVの相談機関と連携した虐待防止に取り組んでいる市町村の割合	○市町村が要保護児童地域連絡協議会等の機能も活用しながら、DVの相談機関と連携して児童虐待のリスク例を把握し、防止の取り組みにつなげている場合、取組ありとして、その割合を評価する。 ○DVの相談機関がDVを把握したとき、子ども虐待へのリスクを懸念して、子ども支援に関する機関に積極的につなげて行っている場合、取り組んでいるとする。 ○児童虐待の発生の背景には夫婦関係の問題が根強い。DVが関与しているケースが多く、警察が把握している。DV事例は増加の一途をたどっている。健やか親子の指標としても、DVに関する項目が必要。DVの相談機関からの情報を市町村が活用して児童虐待防止につなげていくことは重要である。	○令和元年の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」においても、DV対策との連携強化をあげており、虐待とDVに関連する指標は重要と考える。 要保護児童対策地域協議会の構成機関として配偶者暴力相談支援センターが参画している割合を参考指標としてはどうか	日本小児保健協会
11	重点課題②	妊娠届出時に妊婦のドメスティックバイオレンス(DV)の状況を把握するためのアンケートを実施する等している市区町村の割合	○DVは、子ども虐待の視点からも重要な課題ある。児童相談所に対応した虐待事例のうち、面前DVが主な理由とされているのは全体の27.4%(平成28年度厚生労働省福祉行政報告)であり、DVがある家庭の21.4%は子どもへの被害もみられるとされている(平成29年度内閣府調査)。 ○被害を受けた女性の約4割(38.2%)はどこにも相談していないという調査結果(平成29年度内閣府調査)等からも、支援者は、ポピュレーションアプローチとしてDVを見逃さないことが虐待予防につながることを認識し、妊娠届出時の面接等からDVの視点を入れて支援することが重要である。 ○基盤課題A、重点課題②として「妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合」の指標があるが、ドメスティックバイオレンスの視点を盛り込むことで、DVの早期発見・支援を行い、そのことが虐待予防につながると考える。	○既存の指標である「妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合」は、DVによって影響を受けると考えられる身体的・精神的・社会的状況に関するものも含まれており、DVの観点をも含めた内容であると考えため、引き続き、本指標で評価を行う	母子保健推進会議